二　公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等につき、当該公益法人等に該当することとなつた時の直前において外貨建資産等を有していた場合（当該外貨建資産等が当該公益法人等の収益事業に属するものである場合に限る。）その該当することとなつた日

第百二十三条の二中「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第二編第一章第一節第三款の四の款名中「公益法人等」を「公共法人等」に改める。

第百三十一条の四第一項中「公益法人等」を「公共法人等」に改め、「負債の帳簿価額」の下に「並びに資本金等の額」を加え、同条第二項中「及び当該適格合併に係る」を「並びに当該適格合併に係る第八条第一項第五号ハ（資本金等の額）に定める金額及び」に改める。

第百三十一条の五第一項中「公益法人等」を「公共法人等」に改める。

第百三十一条の六の見出しを「（転用資産等及び移行時資産等の帳簿価額）」に改め、同条中「又は公益法人等」を「、公共法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなつた場合のその該当することとなつた時において有する資産及び負債（その収益事業に属する資産及び負債に限る。以下この条において「公益法人等移行時資産等」という。）又は公共法人若しくは公益法人等」に、「有する」を「有する資産及び負債（公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなつた場合にあつては、」に、「（以下この条において「移行時資産等」を「に限る。以下この条において「普通法人等移行時資産等」に、「又は当該移行時資産等の価額としてその」を「、当該公益法人等移行時資産等の価額としてその収益事業を行う公益法人等に該当することとなつた時においてその帳簿に記載されていた金額又は当該普通法人等移行時資産等の価額としてその普通法人若しくは協同組合等に」に改める。

第百三十一条の七第二項第七号中「第六十六条の十三第十三項又は第十五項（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資」を「第六十六条の十三第十四項又は第十六項（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得」に改め、同項第九号中「第三十九条の二十四の二第十五項（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資」を「第三十九条の二十四の二第十七項（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得」に改める。

第百三十一条の十三第一項第四号中「特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資」を「特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得」に改める。

第百三十六条の二第五項第一号中「属する金銭債務が」を「属していた金銭債務が」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「公益法人等」を「公共法人又は公益法人等」に改め、「金銭債務（」の下に「公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなつた場合にあつては、」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　金銭債務に係る債務者である公共法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなつた場合における当該金銭債務（その収益事業に属するものに限る。）

第百四十二条第二項及び第百四十八条第三項中「公益法人等」を「公共法人等」に改める。

第百八十四条第五項の表第二十九条第二項第二号の項中「新たに収益事業を開始した日」を「開始した日」に改め、「その」を削り、同表第二十九条第二項第四号の項中「第二十九条第二項第四号」を「第二十九条第二項第五号」に改め、「後とし」の下に「、第三号に掲げる内国法人については収益事業を行う公益法人等に該当することとなつた後とし」を加え、同表第五十一条第二項第二号の項中「新たに収益事業を開始した日」を「開始した日」に改め、「その」を削り、同表第五十一条第二項第四号の項中「第五十一条第二項第四号」を「第五十一条第二項第五号」に改め、「後とし」の下に「、第三号に掲げる内国法人については収益事業を行う公益法人等に該当することとなつた後とし」を加え、同表第五十一条第二項第五号の項中「第五十一条第二項第五号」を「第五十一条第二項第六号」に改め、同表第九十六条第六項第一号ロの項中「内国法人」を「新たに収益事業を開始した内国法人」に改め、「新たに収益事業を」及び「その」を削り、同表第百十八条の六第四項（短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等）の項中「第百十八条の六第四項」を「第百十八条の六第五項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第七十八条の二の改正規定及び第百十一条の四第二項の改正規定　令和六年一月一日

二　第十一条第一号の改正規定及び第十二条の改正規定　安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）の施行の日

（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に関する経過措置）

第二条　改正後の法人税法施行令（以下「新令」という。）第七十七条第二号の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する寄附金について適用し、法人が施行日前に支出した寄附金については、なお従前の例による。

（再生手続開始の決定に準ずる事実等に関する経過措置）

第三条　新令第百十七条の三第三号の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

（短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額及び時価評価金額に関する経過措置）

第四条　新令第百十八条の五の規定は、法人が施行日以後に取得をする法人税法第六十一条第一項に規定する短期売買商品等について適用し、法人が施行日前に取得をした所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下「改正法」という。）第二条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法」という。）第六十一条第一項に規定する短期売買商品等については、なお従前の例による。

2　法人が施行日前に取得をした暗号資産（旧法第六十一条第一項に規定する暗号資産をいう。以下この項において同じ。）のうち、改正事業年度（改正法附則第十二条第二項に規定する改正事業年度をいう。）以前の各事業年度について同項の規定により特定自己発行暗号資産（改正法第二条の規定による改正後の法人税法第六十一条第二項に規定する特定自己発行暗号資産をいう。）に該当するものとみなして同条の規定を適用する暗号資産については、前項の規定にかかわらず、新令第百十八条の五の規定を適用することができる。

3　改正法附則第十二条第二項に規定する政令で定めるものは、法人が有する法人税法第六十一条第一項に規定する暗号資産のうち、新令第百十八条の七第二項各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

（累積所得金額又は累積欠損金額の計算に関する経過措置）

第五条　新令第百三十一条の四の規定は、内国法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、内国法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

相続税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百三十六号

相続税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の施行に伴い、並びに相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第十九条第一項、第二十一条の九第二項及び第二十一条の十一の二第二項、同法第二十一条の十五第二項及び第二十一条の十六第二項の規定により読み替えて適用する同法第十八条第一項並びに同法第三十四条第四項及び第六十七条の二の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。